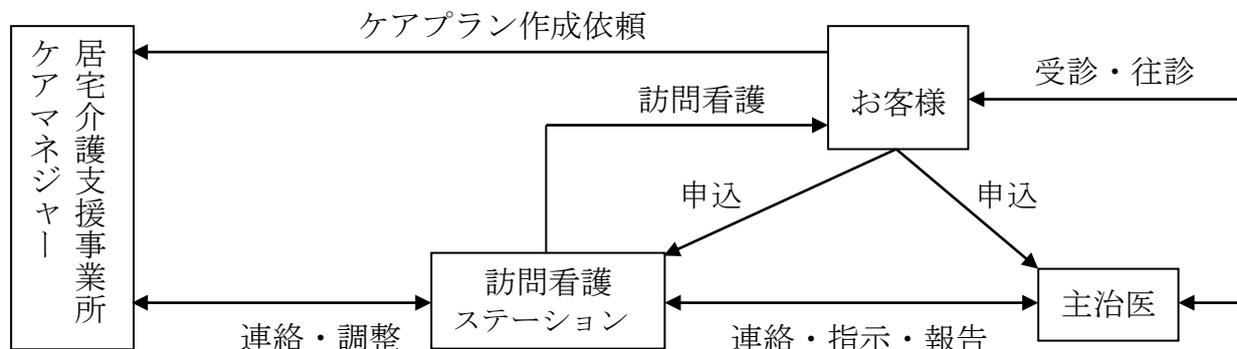


訪問看護サービスのご案内(重要事項説明書)

1. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

介護保険利用の場合



訪問看護は、看護師などが訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が受けられます。

2. 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状、障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護、介護方法のアドバイス
- ・ リハビリテーション
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 保健福祉サービスなどの活用支援
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 褥創や創傷の処置
- ・ 医師の指示による医療処置

3. 営業日時のご案内

営業日： 月曜日から土曜日まで

休日： 日・祭日、年末年始等

営業時間： 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、但し土曜日は午後 12 時まで

*当ステーションは、年間を通して 24 時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

4. 営業地域 秋田県由利本荘市・にかほ市

*交通費は由利本荘市、にかほ市以外の地域については実費となります。

5. ご利用にあたってのお願い

- ・ 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・ やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

6. 記録の開示について

利用者様のご希望により看護記録等を開示することができます。ご希望の方はお申し出下さい。

7. 個人情報の使用について

病状その他介護に関する情報については、サービス担当者会議や介護支援専門員等との連絡など最小限の範囲で使用・収集致しますのでご了承下さい。

8. 苦情のご相談窓口

- 1) 本荘第一病院 看護部長 石川 みゆき 電話 0184-22-0111 (代)
- 2) 由利本荘市健康福祉部長寿生きがい課 介護保険班 電話 0184-24-6323
- 3) にかほ市市民福祉部福祉事務所長寿支援課 介護保険班 電話 0184-32-3042
- 4) 秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課「相談・苦情」窓口
電話 018-883-1550

当事業所における苦情申し立て手順は次のとおりです。

- ① 利用者様から苦情申し立て (→看護師に直接、または上記窓口へ)
- ② 苦情の内容を文書に整理する。
- ③ 苦情処理方法を決定し、関係者への連絡を行う。
- ④ 苦情処理方法についてご利用者様へ報告する。
- ⑤ 苦情内容を職員に公表し、サービス提供体制について確認する。

9. 職員体制

管理者 岡部 留美 (常勤・保健師)
従業者 山田 信子 (常勤・看護師) 阿部 教子 (常勤・保健師)
阿部 優子 (常勤・看護師) 三船 ひろみ (常勤・看護師)
事務員 齊藤 真由美 (常勤)

10. 事業者

事業者及び事業所の名称 社会医療法人青嵐会 第一病院訪問看護ステーション
代表者 理事長 小松 大芽
指定番号 0560590028
事業所の住所 秋田県由利本荘市岩渕下110
連絡先 営業時間内: TEL 0184-24-1161
営業時間外: TEL 090-7064-6122
TEL 090-7066-0090
FAX 0184-74-5667

11. 事業継続困難時の訪問看護について

大規模災害や感染症の流行時などで当訪問看護ステーションの事業が継続困難となった場合は、同意を得た上で近隣の訪問看護ステーションと連携し必要な看護が継続できるよう支援いたします。

1 2.ご利用料金について（介護保険利用の場合）*1 単位 10 円として換算します。

1) 基本利用料（訪問 1 回につき、お支払いいただく自己負担額）

	要介護 1～5	要支援 1 または 2
20 分未満	314 単位	303 単位
30 分未満	471 単位	451 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位	794 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	1,090 単位

*夜間・早朝・深夜の緊急訪問を実施した場合、所要時間に応じた料金の他、夜間・早朝は所定単位数の 25%加算、深夜は所定単位数の 50%加算をいただきます。

2) 加算料金

緊急時訪問看護加算 (I)	600 単位/月	24 時間体制で緊急の相談・訪問ができる体制に対しご利用者様の同意を得て加算料金をいただきます。
サービス提供体制 強化加算	6 単位/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しており、訪問 1 回につき加算をいただきます。
看護体制強化加算 (II)	200 単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、加算をいただきます。
特別管理加算 (I) または (II)	500 単位/月 または 250 単位/月	カテーテル等の使用状況により加算をいただきます。注 1)
複数名訪問加算	30 分未満 254 単位 30 分以上 402 単位 /回	看護師 2 人で訪問した場合に加算となります。見学や単なる同行では加算されません。
長時間訪問看護加算	300 単位/回	特別管理加算の対象者で 1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合に加算します。
退院時共同指導加算	600 単位/回	入院中に医療機関と共同し在宅での療養指導を行った場合に加算となります。
初回加算 (I)	350 単位/月	新規の訪問看護利用が病院、診療所等からの退院日となった場合に加算となります。
初回加算 (II)	300 単位/月	退院日翌日以降の初回の訪問看護の提供時（長期のご入院などで前の訪問から 2 ヶ月以上空けて訪問を再開した場合も含む）に加算されます。
看護・介護職員連携 強化加算	250 単位/月	訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画作成の支援等を行った場合に加算します。
ターミナルケア加算	2,500 単位 /死亡月	終末期の方に死亡前 1 4 日以内に 2 回以上、ターミナルケアを行った場合に加算します。
専門管理加算	250 単位/月	予め医師と連携した看護師特定行為研修修了者が、脱水時に自宅で点滴をした場合に加算します。
遠隔死亡診断補助 加算	150 単位/回	医師が対面で死亡診断を行えない状況下において、情報通信機器を用いた在宅での看取り研修を受けた看護師が医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます。

1 3.ご利用料金について（医療保険利用の場合）

*厚生労働大臣が認めた疾病で療養中の方は医療保険適用となります。

その場合、該当保険の自己負担割合分（1割～3割）をお支払いいただきます。

1) (老人) 訪問看護本療養費 (I)	
(1) 週3日まで	5,550 円
(2) 週4日以降	6,550 円
2) (老人) 訪問看護管理療養費 (1日につき)	
(1) 月の初日	7,670 円
(2) 2日目以降	3,000 円
3) 24時間連絡体制加算 (1月につき)	6,800 円
4) 特別管理加算 (1月につき)	
*カテーテルの種類により料金が異なります。詳細は注1)をご参照ください	
(1) 特別管理加算 I	5,000 円
(2) 特別管理加算 II	2,500 円
5) 難病等複数回訪問加算	
(1) 1日2回訪問	4,500 円
(2) 1日3回以上訪問	8,000 円
6) 複数名訪問看護加算 (週1回)	4,500 円
7) 長時間訪問看護加算 (週1回)	5,200 円
8) 夜間・早朝訪問看護加算	
(夜間:午後6時から10時、早朝:午前6時から8時)	2,100 円
9) 深夜訪問看護加算 (深夜:午後10時から翌日午前6時)	4,200 円
10) 退院時共同指導加算	8,000 円
11) 訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円
12) ターミナルケア加算	25,000 円
13) 訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780 円 (月1回)
14) 訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円 (月1回)
15) 遠隔死亡診断補助加算	1,500 円
16) 退院支援指導加算	8,400 円 *退院当日の訪問
17) 専門管理加算	2,500 円/月
18) 緊急訪問看護加算	月14日目まで: 2,650 円
	月15日以降: 2,000 円

1 4. その他利用料金 *保険適用なし。実費にて徴収させていただきます。

自宅での看取り時にご遺体のお身体のお清め、処置、装束への着替えなどを行います。

エンゼルケア実施料（死後の処置）	11,000 円／実施時（税込）
------------------	------------------

* 訪問看護指示書についてかかりつけの病院・医院より料金を請求される場合があります。

注 1)

特別管理加算Ⅰは、在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方が対象となります。

特別管理加算Ⅱは、在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の場合に適用されます。

1 5. 第三者評価機関について

当事業所は第三者評価機関による評価を受けておりません。